

議案第十四號

尚枚職員因依の業務に専ら従事する職員に關する條例制定についで

尚枚職員因依の業務に専ら従事する職員に關する條例主次のように定めらる。

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己



昭和廿九年壹月貳拾日

議長 天野 廉



学校職員因体の業務にまつぱり従事する職員に關する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法(以下「法」といふ)第三十五条及び第五十二条第五項の規定に基き職員因体の業務にまつぱり従事する職員に關し必要な事項を定めることとを目的とする

(専従休暇とぞの期間)

第二条 任命権者は職員に對しその申出により公務に支障のない限り登録された職員因体又はその連合体(教育公務員特別法第二十五条の六の規定による職員を合む)の業務にまつぱり従事するための休暇(以下「専従休暇」といふ)を与へることが出来る

②前項の専従休暇の期間は一日を単位として一年をこえぬ範囲で定めらる

この場合於て専従休暇の期間が満了したときは任命権者はさりの専従休暇を与へることが出来る

(専従休暇の効果)

第三条 専従休暇を与へられた職員は職務に専念する義務を免除されるとともに職務に従事することができな

第四条 職員は専従休暇の期間中にありてその身分取扱について他の職員との間に差別的な取扱を受けることはない

(専従休暇の取消)

第五條

次に掲げる場合に於ては専従休暇は終了するものとす。

一 専従休暇の期間が満了したとき。

二 専従休暇の満了前かありてその職員が任命権者の承認を得て職務に復帰したとき。

三 専従休暇を与えられた事由が消滅したとき。

(専従休暇中の取員の分限)

第六條 専従休暇中の期間中に於てその職を保有しその期間が終了したとき

にその職務に復帰する権利を有する。

(専従休暇の取消)

第七條 任命権者は専従休暇を与えられた職員がこの条例の規定に違反したとき

は専従休暇を取り消すことが出来る。

附 則

一 この条例は公布の日より施行す。

二 本条例の適用に關する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中学校職員四体の業務にもつぱり従事する職員に關する条例は廃止す。